

平成22年度第2回福岡市地域包括支援センター運営協議会議事録【要旨】

- 1 開催日時 平成23年2月2日（水）15時30分から17時30分
- 2 開催場所 福岡市役所15階1504会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 会議次第

1 開会
2 協議事項
(1) 平成22年度評価について
(2) 居宅介護支援事業者の承認について
3 報告事項
(1) センターの移転について
(2) 二次予防事業対象者（特定高齢者）把握事業について
(3) 平成22年度事業実績
(4) 介護保険制度の見直しについて
4 閉会

5 会議経過

協議事項(1)平成22年度評価について

事務局	・平成22年度評価について説明
委員	・評価項目が細かく決められているが、すべての項目について点数をつけたのか。 ・採点者によって差が生じることはないのか。
事務局	・点数は細かい項目ではなく、「総合相談支援」、「介護予防ケアマネジメント」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」、「共通」の5つの大きな項目で採点した。 ・評価差が生じないように、同じ職員が39センターすべてを評価した。
委員	・項目毎の点数の合計が同じ点数なのに、評価結果が「優れている」と「標準」とに分かれているのはなぜなのか。
事務局	・総合的に判断して、上位4センターを「優れている」と評価した。
委員	・個別の項目では「課題が見受けられる」と評価されたセンターがあるが、住民は、担当するセンターに課題があるということに不満を感じるのではないか。 ・どういった場合に「課題が見受けられる」と点数がつけられるのか。 ・「優れている」センターに委託法人毎の偏りが見られる。委託法人本部への指導はどのように行っているのか。 ・この評価結果は情報公開の対象となるのか。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の項目で「課題が見受けられる」という点数であっても「評価結果」では標準である。個別の項目でも「必要なレベルに達しているが、課題が見受けられる」というものであり、一定の質は確保されていると評価している。 ・ 21年度の評価で指摘した課題を踏まえ、あまり改善されていない場合は「課題が見受けられる」と評価した場合もある。 ・ 各センターには、法人本部を通じて具体的な評価内容を説明する予定にしており、その際に必要な指導は行う予定である。課題等については、保健福祉局及び各区が研修や会議等を通じて各センターの指導・支援を行っており、今後も行いたい。 ・ 評価結果については、会議が公開であるため情報公開の対象となる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の項目については、4点満点を5点満点にした方がよいのではないか。課題があっても必要なレベルに達している場合、2点では点数が低いイメージがある。センター職員の受け止め方も考慮してあげるべきではないか。2点とされるとショックが大きいのではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来「標準」に達しているのが当たり前なのではないか。できていないのは1点で、昨年の指導が活かされていないのならば2点である。評価結果が「標準」で、個別の項目で「必要なレベルに達している（（課題が見受けられる）」という事務局の評価は良いと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な運営がなされていないと判断された場合、新たな事業者を選定するとなっているが、受託を希望する事業者はいるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には把握していない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「課題が見受けられる」という課題とはどんなものがあるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防ケアマネジメント業務では、二次予防事業対象者ではないがフォローが必要な高齢者への対応不足や、二次予防事業対象者で介護予防教室等につながらなかった高齢者へのフォロー不足などがある。 ・ 権利擁護業務では、処遇困難事例等において関係機関との連携が他のセンターより少ないなどがある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の圏域を担当しているセンターは大変がんばっている。ただ職員数が少ないのではないかと感じている。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数は各センター3人ずつだが、高齢者人口が7,500人以上のセンターは、平成22年度より1人増員して4人にしている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の項目でも、「共通」項目は運営の基本的な項目なので、2点というのは気になる。

委員	・法人には、センター職員に対する研修の役割があると以前聞いた。評価結果は市から各センターへ直接伝えるのか。法人は関与しないのか。
事務局	・評価結果は法人本部を通して各センターへ伝える予定である。
委員	・評価にマンパワーの問題は関係ないのか。職員が増えればカバーできる場合もあるのではないかと。ただし、資格職を採用することの大変さもわかる。2点が並んでいるセンターは「やりたくてもできない」という気持ちではないか。高齢者人口だけでなく業務量も考慮して人員を配置する必要があるのではないかと。
委員	・3職種は指定介護予防支援業務を行っているのか。指定介護予防支援業務に追われて包括的支援業務に専念できないということはないのか。
事務局	・3職種も指定介護予防支援業務を行っているが上限を決めている。
委員	・国会で平成23年度の予算審議が始まった。社会保障審議会の介護保険部会では、包括的支援業務と指定介護予防支援業務を分けるような要望もあっている。
委員	・業務量の違いはどういった要素で生じるのか。
事務局	・相談件数や処遇困難事例件数の差などで業務量が違ってくる。
委員	・業務量を評価に反映させているのか。
事務局	・業務量は評価に反映させていない。相談件数が多くても優れた対応ができていたセンターもあれば、相談件数が少なくても課題が見受けられるセンターもある。
委員	・「優れている」センターは、4センターと固執せず、項目毎の点数の合計が同点数のセンターも「優れている」としてよいのではないかと。
事務局	・総合的に評価し、上位4センターを「優れている」と評価したが、「上位10%程度を上限」という基準については今後検討したい。
委員	・第三者の労務管理士などによる「評価」を考えてもよいのではないかと。第三者のコメントが入ると違う。マンパワー不足等の問題もわかるのではないかと。
委員	・下位10%のセンターに対して、「がんばれ」と言った方がよいのではないかと。その方が市民にはメリットがある。
委員	・評価項目の変更がなければ、良い評価を受けたセンターは、前年どおり業務を行っていれば、来年度も良い評価を受けるということになるのではないかと。
委員	・良いレベルを維持するのは大変難しいことだと思う。
委員	・課題があるセンターが良くなればよいのではないかと。 ・圏域が広いと評価が悪くなるということもあるかもしれない。
委員	・4点満点ですべての項目で4点を期待するという事なのか。

事務局	・優れているセンターの良い点は他のセンターに見習ってもらいたい。2点のセンターには改善していくよう指導する。
委員	・良い結果のセンターでも、前年どおりの業務を行うという考えでは、レベルが下がっていくものである。4点と評価されたセンターも頑張ってもらわないといけない。
委員	・要支援から要介護になった場合、センターの運営法人が経営する居宅介護支援事業所がケアマネジャーになることがあると聞く。そのデータを示して欲しい。
事務局	・継続的に調査しなければならないのでデータを示すことは難しい。
委員	・要支援が改善した割合、要介護へ移行した割合をセンター別に出して欲しい。平成18年度から要支援のケアマネジメントを地域包括支援センターが行うことになったことに対する評価が必要ではないかと考えている。
事務局	・市全体のデータを示すことはできるが、センター毎には示すことはできない。次回、市全体のデータを示したい。
委員長	・平成22年度評価については、委員の意見を踏まえ、今後も事務局にしっかり指導していただき承認ということによろしいか。
委員	・異議なし

協議事項（2）居宅介護支援事業者の承認について

事務局	・居宅介護支援事業者の承認について説明
委員	・市外、県外の事業者とは市内でどのような活動をしているのか。
事務局	・住所地特例の場合である。福岡市の介護保険の被保険者であるが、県外等に居住している方の場合など、居宅介護支援事業所に委託している。
委員	・介護予防支援業務事業者研修を実施していない都道府県があるようだがこれでよいのか。法律等で問題ないのか。
事務局	・問題ない。
委員	・中立公平と研修受講の2つの要件を満たしていれば承認することになるのか。
事務局	・そのとおりである。
委員	・委託したことによりトラブルが起きたことはあるのか。
事務局	・これまで特に問題は生じていない。居宅介護支援事業所は、日頃から要介護の方のケアマネジメントを行っているし、都道府県の許可を受けている事業所である。
委員	・居宅介護支援事業所は示しているが、どこのセンターがその事業所に委託しているのかは示さないのか。

事務局	・ 1つの居宅介護支援事業所に複数のセンターが委託していることもある。市内の事業所の場合、1つの居宅介護支援事業所に多くのセンターが委託している場合もある。承認されればどのセンターからも委託できることとなる。
委員長	・ 居宅介護支援事業者については承認ということによろしいか。
委員	・ 異議なし

- 報告事項 (1) センターの移転について
(2) 二次予防事業対象者(特定高齢者)把握事業について
(3) 平成22年度事業実績
(4) 介護保険制度の見直しについて

事務局	・ 報告事項について説明
委員	・ 二次予防事業対象者の把握のため、要支援・要介護でない65歳以上の高齢者全員に調査票を郵送するのか。
事務局	・ 要支援・要介護でない65歳以上の高齢者数は約20万人になるので、全員への郵送は難しいと考えている。二次予防事業の対象となりやすい年齢があるので、対象を絞っての調査を検討している。
委員	・ 12月末時点の困難事例人数は557人であるが、困難要素の「親族・地域等との関係」の人数をすべて合計しても557人に達しないがなぜなのか。
事務局	・ 困難事例に指定する条件を決めている。「虐待(疑いを含む)」はその項目のみで困難事例としている。それ以外では、「本人の状況」が1個以上、かつ「親族・地域等との関係」または「サービスの受け入れ」から1個以上の要素があるものを困難事例としている。
委員	・ 「親族・地域等との関係」と「サービスの受け入れ」に困難要素があっても、「本人の状況」に困難要素がない場合は困難事例にはならないのか。
事務局	・ ならない。ただし、「本人の状況」の「その他」により困難事例に該当する場合もある。